

期日メモ（2021年7月9日）

裁判長⇒都

（被告準備書面（1）に関して）

- ① 第1、1についてはそのような仕組みであるという主張は分かったが、原告はそのような仕組みであっても発令の相当性を問うものと裁判所は理解している。
- ② 第1、2（4頁以下）が問題の中心だと考えている。原告の方で反論の検討を
- ③ 第2の部分の12頁から15頁に事実経過が記載されているが、その裏付けはあるのか。
都：これといったものはない。A4のメモ書きがあった程度、証拠の寄せ集め
裁判長：概数としても被告がどのように確認したのかの裏付けは？
（弁護団長：エクセルのシートなど普通はあるのではないか??）
都：2月15日と2月16日については出せば出すが…
裁判長：被告は検討するように。32店舗に絞られた経緯に関し、他の6店舗についても本件の争点については避けて通れない事情だと考えている。
都：まずは原告のところに出すことを決めてから、時系列で他の店舗を付け加えた。他の店舗の特定につながるのでは出さずつもりはないが。
裁判長：それは都の意見かも知れないが、裁判所としては明らかにしてもらいたい。
原告求釈明申立書7～8頁に関するところであるが、6店舗について命令を発出した理由を裁判所は知りたい。
- ④ 他の点については、裁判所としては被告の回答を承ったが、その点を含め原告は反論を準備し、並行して被告はさきほどの点を検討してもらいたい。

次回期日：9月6日（月）10時から @526号法廷

〆切：8月30日